

初期聴取と代表者聴取

子どもは身近な大人に被害を打ち明けることがあります。このようなときに**子どもの話を聞くこと**を**初期聴取**といいます。

初期聴取の後、通告・通報等がなされると、事案に応じて、**代表者聴取**（司法面接、協同面接ともいう。）を行います。

代表者聴取とは、児童相談所・警察・検察が連携し、代表者1名が記録（録音・録画）をしながら行う面接です。

- ◎聴取回数を最小限にして子どもの負担を軽減すること
- ◎暗示や誘導のない聴取により供述の汚染を防止することを目指します。

代表者聴取については、こちらをご覧ください。



初期聴取の重要性

代表者聴取の記録は裁判の証拠にできる場合があります。その要件は、**代表者聴取**に至るまでの状況（＝**初期聴取等**）等から**相当**と認められる場合（刑事訴訟法321条の3）です。

初期聴取が適切であれば、後の**代表者聴取**の記録は証拠と認められやすくなります。

初期聴取に暗示や誘導があると、**代表者聴取**へも影響があったとして、記録を裁判の証拠にできない場合があります。その結果として、犯人を処罰できなくなったり、子どもの安全を守れなくなったりするおそれがあります。

初期聴取のポイント

初期聴取の大事なポイントは、暗示や誘導にならない聞き方で行う「**最小限の聴き取り**」と「**正確な記録**」です。

- 子どもの供述特性として
- ◎暗示や誘導の影響を受けやすい
 - ◎大人（特に先生）など権威性の高い人に迎合しやすい
 - ◎大人に対して「分からない」「知らない」と言いにくい
 - ◎大人は正しいと思っている（間違っていると言えない）
 - ◎何度も同じ質問をすると、前の答えが間違っていたのかと思ひ答えを変えてしまうことがある
- などがあります。質問の仕方等によっては、記憶と異なる話をしたり、記憶そのものが変わったりすることがあります。

<望ましい聴取例>でポイントを解説します。

そのほかのポイント

こんな聞き方は避けてください

いずれも誘導となり、子ども自身の記憶と異なる答えを導いてしまうおそれがあります。

× 「はい/いいえ」で答えられる質問をする

- ×：ほっぺたが腫れてるね。誰かにたたかれたの？
- ：ほっぺた、どうしたの？

× 子どもの言葉を言い換える

- ×：「ドンってした」って、たたかれたの？
- ：「ドンってした」って教えてくれたけど、何があったの？

× 子どもが言っていないことを言う

- ×：（第三者から虐待の情報を得た場合に）あなたが虐待されているって聞いたけど、本当？
- ：おうちで何か心配なことがあったら教えて。

こんな発言や態度はしないでください

× 誰にも言わないからお話して

今後通告、通報等も想定されます。できない約束はしないでください。「誰にも言わないなら話す」と言われた場合は、「あなたを守ってくれる大人に伝えることは大切なことだよ。どんなことでも話してほしい」等と声掛けしてください。

× （被害について）驚く、悲しむ、怒る

「つらかったね」「それはひどいね」などと言わないようにしてください。二次被害を招いたり、「悲しませたくないから話さない」など、大人の感情に影響されて本当の話をできなくなるおそれがあります。どんな内容でも、「話してくれてありがとうございます」と言ってあげてください。

子どもが「嫌だった」と言ったときに、「嫌だったんだね」と繰り返すのはOKです。

このリーフレットに関する問合せ先
東京地方検察庁総務部犯罪被害者支援室 ☎03-3592-5611（代表）

教職員の皆様へ

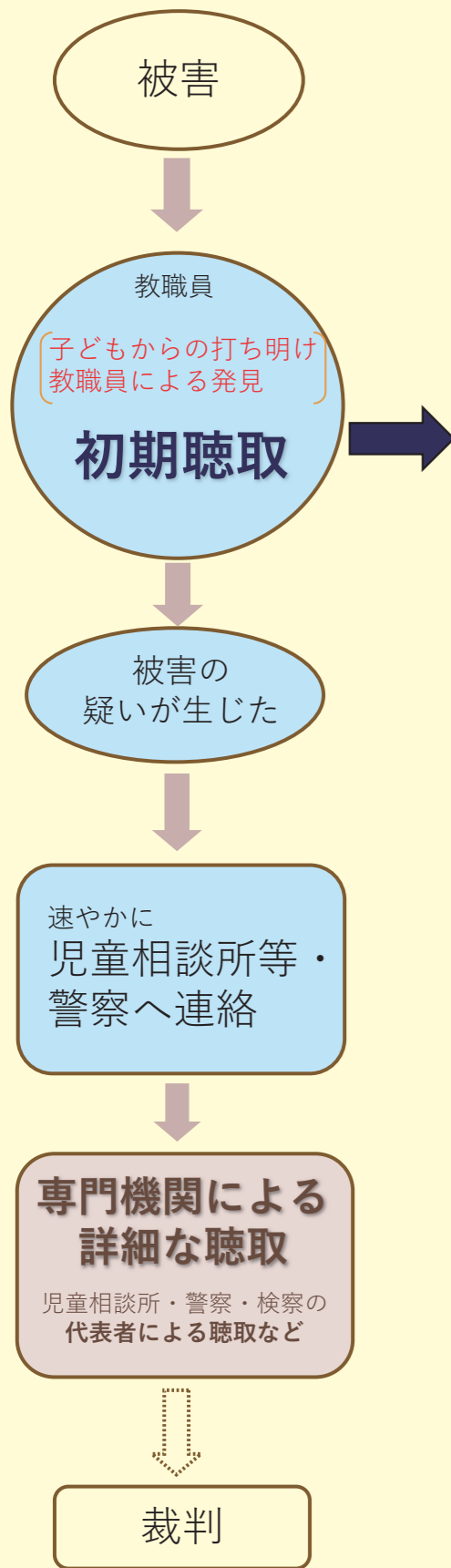
児童・生徒から 被害を打ち明けられたら

初期聴取のポイント



子どもが被害にあった疑いがあるとき、
学校での最初の対応がその後の子どもの
安全に大きく貢献します
子どもの話を受け止めて（初期聴取）、
司法・福祉につないでください
子どもは先生を信頼しているからこそ
最初に話してくれます
子どもの声を受け止めていただいて
ありがとうございます
子どもを守る体制の輪を一緒に作り
ましょう

東京地方検察庁・警視庁・東京都児童相談所・
特別区児童相談所

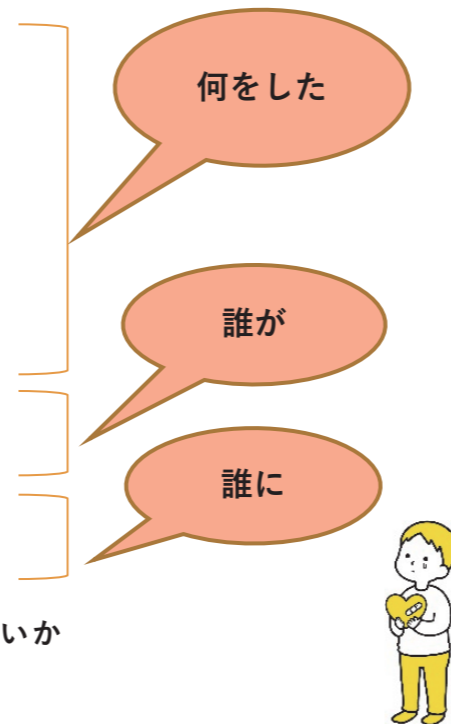


初期聴取のポイント

- ▶ 「誰が、誰に、何をした」のみを聞いてください
(詳細な聴取は専門機関が行います) 🇯🇵①
- ▶ 「誰が、誰に、何をした」が明らかになったら、それ以上は踏み込まないようにしてください
速やかに、家庭内の虐待は子ども家庭支援センター又は児童相談所へ、それ以外は警察へ、連絡をお願いします 🇯🇵②
- ▶ 正確に記録を取ってください 🇯🇵③

<望ましい聴取例>

- 児童・生徒「先生、あのね」
- 教職員「どうしたの？」 🇯🇵④
- 児童・生徒「エッチなことされた」
- 教職員「エッチなことってどんなことされたの？」
- 児童・生徒「お尻を触られて…」
- 教職員「うん」 🇯🇵⑤
- 児童・生徒「で、いやだった」 🇯🇵⑥ 🇯🇵⑦
- 教職員「誰がしたの？」
- 児童・生徒「近所のお兄さん、〇〇くん」
- 教職員「誰にしたの？」
- 児童・生徒「私」
- 教職員「そうか、よく話してくれたね。どうしたらいいか大人も一緒に考えるからね」 🇯🇵⑧



🇯🇵 ポイントの解説

- 🇯🇵① 詳しく聞きすぎない、聞き出そうとしない。子どもにとって被害を思い出して詳しく話すのは大変つらいことです。初期聴取で詳しく聞いてしまうと、後の代表者聴取のときに、再度同じ話をするのがつらくなったり、嫌になったりするおそれがあります。また、同じことを繰り返し聞かれると、話が変わってしまうおそれがあります。管理職など別の人が再度同じ質問をするのも避けてください。
- 🇯🇵② 何らかの被害が疑われる場合、
 - 児童相談所等が虐待の有無を調査・確認します
 - 警察・検察が犯罪の有無を捜査します
 詳細な聴取は、これら専門機関に任せてください（「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き：文部科学省」等）。
先生方は子どもが普段どおりの生活を送れるよう支援してあげてください。
- 🇯🇵③ 子どもの言葉や表情、態度、聴取者の質問した言葉を、その言葉どおり、できるだけ正確に記録してください。また、その話をする前後にあったことや子どもの様子も記録してください。
子どもの福祉のためにも、また、裁判になった場合にも、初期聴取で子どもがどのように被害を話し始めたのか、どんな質問にどのように答えたのかが重要です。初期聴取をした方の証言が必要になることもあります。そのためにも正確な記録が重要です。
- 🇯🇵④ 暗示や誘導を与えないように、オープンに質問（「全部教えて」など、自由に答えられる質問）します。
- 🇯🇵⑤ 途中で話が止まる場合は、相づちなどで促します。ただし、自発的に話そうとしていないのに、聞き出そうとはしないでください。話すのに時間がかかったり、言いにくそうにしている場合には、子どもが自分から話し始めるまで待ってあげてください。
- 🇯🇵⑥ 子どもが話している間は、遮らずに聞きます。
- 🇯🇵⑦ 具体的な日時（いつ）や回数、頻度は、小学生以下（特に10歳以下）の子どもには答えるのが難しい質問です。分からずに適当に答えて不正確な話をするおそれがあります。聞きたくなる気持ちは分かりますが、子どもから自発的に話さない限り、聞き出そうとせず、専門機関に任せてください。
- 🇯🇵⑧ 子どもがさらに話をしてきたときは、遮らずに聞きます。
けれども、さらなる質問はしないでください。「話してくれてありがとう。あなたの安全を一緒に考えてくれる人にお話ししよう」と伝えます。話したこと、話そうとしたことを大げさにならずに端的にねぎらうことは、話した子どもの気持ちや態度を支えることにつながります。

そのほかのポイント 🇯🇵 (裏面)